

「食文化ストーリー」創出・発信モデル事業国庫補助要項

令和３年２月１５日
文化庁長官決定

１．趣 旨

この要項は、文化芸術振興費補助金（「食文化ストーリー」創出・発信モデル事業）交付要綱（令和３年２月１５日）に基づき、「食文化ストーリー」創出・発信モデルづくり推進に必要な経費について、国が行う補助に関し、必要な事項を定めるものとする。

２．補助事業者

補助事業者は、地方公共団体及び法人格を有する者若しくはその他文化庁長官が適当と認める団体とする。

３．補助対象事業

補助対象となる事業は、次に掲げる事業とする。

（１）調査研究事業

有識者検討会の開催、文献・実地調査、報告書・動画作成等、食文化の文化的価値を明確化し文化財としての登録・指定等に資する調査研究に関する事業

（２）保護継承事業

学校教育及び生涯学習での講習会等食文化教育、シンポジウム・ワークショップなどによる幅広い関係者の交流促進・連携体制の構築、食文化の振興に取り組む者の顕彰、継承団体の育成等食文化の保護・継承に関する事業

（３）発信等事業

食文化の文化的背景をわかりやすく伝える「食文化ストーリー」の構築・国内外への発信、イベント等での食文化に関する展示、ウェブサイト等や食関連施設等を活用した食文化の発信・体験等に関する事業

４．補助対象経費

補助対象となる経費は、次に掲げる経費とし、その明細は別紙のとおりとする。

（１）主たる事業費

ア 調査研究事業

イ 保護継承事業

ウ 発信等事業

（２）その他の経費

事務経費

5. 収入

補助事業の遂行により収入（補助金を前払い，又は概算払いした場合の預金利子並びに仮設物及び不用財等の売払代等を含む。）を生じた場合は，その分を補助対象経費から差し引くものとする。

6. 補助金の額

補助金の額は，予算の範囲内において定額とする。

(別紙)

対象経費の区分		項	目	目の細分	説明
主たる事業費	ア 調査研究事業	事業費	共 済 費	保 險 料	屋外作業等危険を伴う作業の労災保険に限る
			給 与		補助員等
			報 酬		
			職員手当等	時間外手当 期末手当 通勤手当 退職手当 〇 〇 手当	
			報 償 費	調査謝金 原稿執筆謝金 〇〇謝金	調査委員，調査員等謝金，協力者謝金
			旅 費	普通旅費 特別旅費 費用弁償	関係文化財調査旅費，連絡旅費 指導旅費 調査員等に対する費用弁償
			需 用 費	消耗品費 印刷製本費	調査報告書印刷
			委 託 料	〇〇委託料	
			使用料及び賃借料	器具借上料 会場借上料 舟借上料 自動車借上料	
			備品購入費		
	イ 保護継承事業	事業費	賃金	作業員賃金 会場整理等賃金 資料整理等賃金 〇〇賃金	臨時に雇用する場合のみ 〃 〃 〃
	ウ 発信等事業		共済費	社会保険料 福利厚生費 傷害保険料 〇〇保険料	本事業のために雇用された賃金職員の事業主負担分のみ 同上のうち，健康診断に限る ボランティア保険等 危険作業を伴う等，特に必要な場合に限る
			報償費	講師等謝金 指導謝金 原稿執筆謝金 翻訳謝金 〇〇謝金	補助事業者（構成員等を含む）は対象外
			旅費	普通旅費 特別旅費 外国旅費 外国人招聘旅費	
			使用料及び借料	会場等借料 自動車等借上料 〇〇使用料 〇〇借料 〇〇損料	職員旅費 外部委員等旅費（招へい外国人を含む） 職員の外国旅費 外国人の招聘に要する航空賃等 会場，機材等借料

			役務費 委託費 請負費 需用費	保管料 通信運搬費 広告料 作品保険料 ○○保険料 手数料 雑役務費 調査委託費 ○○委託費 ○○請負費 消耗品費 印刷製本費 その他需用費	輸送保険料，火災保険料等 シンポジウム運営，映像・録音記録等 会場設営等 単価が 10 万円(税込)以下のものに限る
その他の経費	事務経費	事務費	賃金 共済費 旅費 役務費 需用費	非常勤事務員賃金 ○○賃金 社会保険料 ○○保険料 普通旅費 特別旅費 通信運搬費 手数料 雑役務費 消耗品費 印刷製本費 その他需用費	臨時に雇用する場合のみ 〃 本事業のために雇用された賃金職員の事業主負担分のみ 連絡旅費 指導監督旅費 ウ 食文化基盤整備事業に限る 振込手数料等 写真撮影費等 単価が 10 万円(税込)以下のものに限る 報告書印刷費，コピー代等